

定住促進住宅入居者募集のご案内



七尾市都市建築課

TEL 0767-53-8429

【申 込 資 格】

- (1) **現に同居し、又は同居しようとする場合は、親族であること。**（単身入居も可）
 - ・ 近く結婚する方や、事実上婚姻関係と同様の方も含まれます。
 - ・ 家族を故意又は不自然に分割(又は合併)する世帯の申込はできません。
 - ・ 兄弟姉妹のみの申込は原則としてできません。
- (2) **現在、住宅に困っていることが明らかな方。**

持ち家の方や自分の責任により、住宅の立ち退きを求められている方は、申込できません。
- (3) **申し込み者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。**
- (4) **市町村税を滞納していないこと。**

《注意事項》

- 1 定住促進住宅は、事前に部屋の中をお見せすることはできません。
- 2 定住促進住宅入居の際の敷金は、**一般家賃の3ヶ月分（移住者含む）**です。
- 3 近隣にお住まいの親族の人を**連帯保証人**とした**請書**をご提出いただきます。
- 4 居室の照明器具・エアコン・台所の給湯器・網戸等は各自で設置してください。
- 5 入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合の修繕費用及び入居者が設置した設備の**撤去費用は入居者の負担**となります。
- 6 家賃の納入は、**口座振替**を原則とします。
- 7 定住促進住宅では犬・猫・鳥等のペットを飼うことはできません。
- 8 入居後は自治会に入ってください。
- 9 駐車場は原則1世帯1台分のみの貸出しとなります。

【 申 込 方 法 】

次の書類を提出してください。

<p>入居申込書</p>	<p>申込記入上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現住所 番地、建物名、部屋番号まで詳しく記入 ● 住宅名 入居を希望する住宅名を記入 ● 申込理由 住む住宅に困っている理由を詳しく記入
<p>住民票の謄本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 入居者全員が記載され、<u>続柄がわかるもの</u>
<p>所得・課税証明書</p>	<p>市町村が発行する最新年度の所得・課税証明書 (※) 入居者全員(幼児、学生等を除く。)の所得・課税証明書が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得がない場合においても「所得0円」の証明書を提出してください。 ● 前年、学生だった方は卒業証明書等のコピーを添えてください。 ● 前年から転職された方は、退職証明書又は離職票を添えてください。 ● 源泉徴収票では受け付けておりません。
<p>注)市税に滞納がないことを証明する書類</p>	<p>入居者全員(幼児、学生等を除く)の証明が必要です。</p> <p>七尾市に住所登録がない場合は、住所地が発行する納税証明書を添えてください。(非課税の方は非課税証明書)</p>
<p>その他 必要書類 (該当者のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者がいない方や単身で入居する方等は戸籍謄本 ● 離婚調停中の方は事件係属証明書(裁判所から発行) ● 婚約関係にある方は、申込書裏面の婚約証明書 ● 申込者又は同居者、別居の扶養親族に障害者がある世帯は障害者手帳等の写し ● 別居扶養親族のいる方、生活保護を受けている方は、それらを証明できる書類 ● DV被害母子世帯は、警察の証明書等

※各種証明書は、**発行後3ヶ月以内**のもの
 (ただし、異動のあった場合は異動後で最新のものがが必要です。)

※注) 市税に滞納がないことを証明する書類は**入居申込日と同月**に発行されたものに限りです。

【 収 入 基 準 】

【区分Ⅰ】の世帯	所得月額 268,000 円以下
【区分Ⅱ】の世帯	所得月額 268,001 円以上

<所得月額の算定方法>

← 所得（1人ずつ計算） → ← 世帯全員の所得を合算後計算 →

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{給与等総収入金額} - \text{給与所得控除} \\ \text{公的年金支給額} - \text{公的年金控除} \\ \text{又は事業所得等（税務署決定額）} \end{array} \right\} - \text{扶養控除（注2）} - \text{特別控除（注2）} \div 12 = \text{所得月額}$$

（注1）公的年金控除

① 65歳以上の人

公的年金の収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 37.5万円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 78.5万円
770万円超	収入金額× 5%+155.5万円

② 65歳未満の人

公的年金の収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
770万円超	収入金額× 5%+155.5万円

（注2）扶養控除・特別控除 下記の表を参照（1人につき）

種 類	内 容	控 除 額	
扶 養 控 除	申込者を除く同居者 (学生など別居扶養親族も含む)	38万円	
特 別 控 除	障 害 者 身体1級～2級 精神1級 療育A	40万円	
	身体3級～6級 精神2～3級 療育B	27万円	
	老人控除対象配偶者 老人扶養親族	所得が38万円以下の70歳以上の扶養親族	10万円
	特 定 扶 養 親 族	所得が38万円以下の16歳以上23歳未満	25万円
寡 婦 (夫)	所得500万円以下で、所得が38万円以下の 子と生計を一にする者等	27万円 (所得が27万円以下のときはその額)	

<所得基準の目安（ただし特別控除がない場合）>

（単位：円）

	基準月額所得額	世 帯 員				
		1人	2人	3人	4人	5人
家賃区分の 収入基準	268,000	3,216,000	3,596,000	3,976,000	4,356,000	4,736,000

※生活保護による扶助料、雇用保険金、遺族年金、（障害）福祉年金、仕送り等非課税所得や退職金、一時所得は含めません。

【管理住宅】

定住促進 住宅名	建設 年度	管理 戸数	間取り	階数	家賃				駐車料金 (1区画)
					区分Ⅰ	区分Ⅱ	移住者Ⅰ	移住者Ⅱ	
七尾	H 2	60	3DK	1～3階	35,000	40,000	35,000	40,000	1,200円
				4階	32,000	37,000	25,000	30,000	
				5階	30,000	35,000	25,000	30,000	
中島	H 5	60	3DK	1～3階	30,000	35,000	30,000	35,000	1,000円
				4階	27,000	32,000	20,000	25,000	
				5階	25,000	30,000	20,000	25,000	
能登島	H 7	40	3DK	1～3階	30,000	35,000	30,000	35,000	1,100円
				4階	27,000	32,000	20,000	25,000	
				5階	25,000	30,000	20,000	25,000	

※【区分Ⅰ・移住者Ⅰ】月額合計所得額が268,000円以下の世帯

※【区分Ⅱ・移住者Ⅱ】月額合計所得額が268,001円以上の世帯

※**県外からの転入者(移住者)**の方が、七尾・中島・能登島定住促進住宅の**4階・5階**に入居される場合、七尾定住の家賃は**25,000円**、**中島・能登島定住の家賃は20,000円**となります。(移住者認定の申請が必要です)

【移住者の条件】

- ① H27年4月1日以降に転入した場合のみ
- ② 転入前10年以上県外に住所を有し、県内の市町村民税を賦課されていない者
- ③ 家賃の適用は転入から3年間のみ（3年目以降は一般と同じ4階5階の家賃に戻る）